

第9章 市民・事業者・行政(市)の取組

環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会を作るためには、市民、事業者、行政（市）の協働が必要です。

環境の保全と創造に関する下記のような取組を行うことで、「望ましい環境像」へ近づくことができます。大和青垣に囲まれた歴史・文化・自然環境を環境との調和を図った持続可能な形で将来世代に継承できるように、市民、事業者・行政（市）がオール天理となって取り組んでいきましょう。

1. 自然環境

市民

- 農地の保全につなげるため、地産地消を心がけます。
- 市民農園などを活用した家庭菜園や、農業体験などで、野菜や花の栽培と収穫を通じて自然とふれあいます。
- ホタルや川魚など身近な生き物が棲める水環境保全のため、布留川清掃に参加するなど、身近な環境の美化に努めます。
- 自然とふれあえるイベントや、リバーウォッチングなどの自然観察会へ参加します。
- 在来生物の生育・生息環境を守るため、外来生物のバットを捨てたり、逃がしたりせず、最後まで責任をもって管理します。
- 生態系の保全のために、野生生物の捕獲や草花採取を控えます。
- 人や農作物に被害が発生し、生活環境悪化の恐れがあるため、野生生物への餌付けをしないように努めます。
- ヤマトサンショウウオなどの希少生物、身近な在来生物の保護活動や、森づくりなどを行うボランティア活動へ参加します。

事業者

- 水質や土壌の保全のため、化学肥料や農薬は低減し、落ち葉堆肥、家畜排泄物の肥料などを活用することで、環境保全型農業に努めます。
- 工場、事業所排水や、雨水などの有効利用や、地下水の適正利用など、水の保全に努めます。
- 身近な環境の美化に努めます。
- 希少生物の生育、生息地に配慮した事業を推進します。
- 新規就農者、後継者育成を支援します。
- 積極的に地場農産品を活用します。

行政(市)

- 農地の保全につなげるため、田畑の保全、休耕地の拡大防止、環境保全型農業の普及啓発に努めます。また、新規就農者、後継者育成を支援します。
- 森林の保全につなげるため、間伐・枝打ちの適正施業と間伐材の有効活用、天理市産材の適切な供給の確保、施業放置林の解消、意識啓発に努めます。
- 関係機関と連携して、市内の水源かん養林の保全啓発に努めます。
- ホタルをはじめとした動植物の生育状況などの意識啓発や、川を美しく保つための美化運動の支援を行います。
- 在来生物の生育・生息環境を守るため、保全活動や外来種に対する意識啓発を行います。
- 希少生物・身近な在来生物の保護活動や、生育・生息状況についての意識啓発を行います。
- 自然や生態系に配慮した事業を推進します。

2. 生活環境

市民

- 公共交通の利用や、自転車、徒歩での移動、エコカーの利用など、スマートムーブの取組を進めます。
- 有害物質や煙による健康被害が問題となっている、野外焼却や不適正な焼却行為禁止を徹底します。
- 生活騒音（音響機器、自動車、バイクなど）特に早朝、夜間騒音の発生防止に努めます。
- 環境に優しい石けん、洗剤の使用などの生活排水対策を実施します。
- 節水による生活排水の削減を実施します。
- 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止に努めます。
- 市民の視点から大気、水質、騒音、悪臭の状況をチェックし、異常を感じた場合は通報します。

事業者

- 効率の良い運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入など、物流の合理化に取り組むことで、自動車排ガスの負荷低減を推進します。
- 公共交通の利用や、自転車、徒歩での移動、エコカーの利用などによる、スマートムーブへ取り組みます。
- 排ガスの適正処理や発生抑制、排出基準を遵守します。
- 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止に努めます。
- 野外焼却をやめ、廃棄物は適正に処理します。
- 水質汚濁物質の排水状況などの実態把握を行い、公開し、工場・事業所排水の適正処理や発生抑制、排出基準を遵守します。
- 建設工事や店舗や事業所などにおける騒音発生の状況などの実態の把握を行い、公開し、騒音、振動の規制基準を遵守した上で、発生防止、低減、時間の調整などの配慮に努めます。
- 化学物質の発生、利用の状況などの実態の把握を行い、公開し、事業活動に必要な有害化学物質を、各制度に基づき適正に管理、処理します。
- 事業活動における悪臭、化学物質の発生、利用の状況や大気汚染物質の排出状況などの実態の把握を行い、悪臭発生対策を行います。
- 従業員の社内研修などを通じて、排ガス低減への意識を深め、実践します。

行政(市)

- 公共交通の利用や、自転車、徒歩での移動、エコカーの利用など、スマートムーブの普及啓発に努めます。
- 野外焼却や不適正な焼却行為の禁止を指導します。
- 環境汚染等の発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導、啓発します。
- 水質保全のため、水洗化率の向上、浄化槽の適正な維持管理のための普及啓発を行います。
- 事業者に対して、事業活動における騒音防止対策を啓発、各種規制の遵守を指導します。
- 生活騒音の発生を抑えるよう、広報などにより市民のマナー向上を啓発します。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭発生の防止のために、市内の環境パトロールや調査を継続して実施します。
- 国・県と連携して、関連情報の適切な対応や広報を行います。

3. 循環型社会

市民

- 上手に買い物をする事で、日常生活においてごみを出さない工夫をします。
- 買い物の際は、簡易包装の商品を選択します。
- 買い物の際はマイバッグを持参し、包装ごみを削減します。
- 生ごみ処理容器の設置や、活用をすることで生ごみをたい肥化し、家庭菜園などで活用します。
- ごみの排出ルールを守り、分別し、回収ボックスなどを活用することで資源を循環させます。
- ごみのポイ捨てを止めます。
- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組みます。

事業者

- 資源投入量、消費量を抑えつつ廃棄物を抑制することで、持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)を目指します。
- 過剰包装の自粛に努めるとともに、製品のバラ売りを進めるなど、廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を進めます。
- ごみの分別を正しく行います。
- 3R の取組に参加、協力します。
- グリーン製品の製造、購入使用に努めます。
- せん定樹木などのたい肥化、資源化を進めます。

行政(市)

- ごみの減量化を推進するため、ごみ問題に関する意識啓発を推進します。
- 「天理市 家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金制度」の利用促進を図ります。
- 資源の有効利用促進のために、3R に関する情報収集・提供を行い、リサイクル率の向上や分別収集の徹底を図ります。
- 市民・事業者の自主的なリサイクル活動を支援します。
- ポイ捨て防止や不法投棄禁止に関する注意喚起のための看板の設置などを行い、ごみの不正な排出に関する意識啓発を推進します。
- 山林、河川、田畑などへの不法投棄の監視・指導を行います。
- ポイ捨ての禁止等を規定する「天理市美しいまちづくり条例」の運用を通して、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進します。

4. 地球環境

市民

- LED 照明や家庭用燃料電池等、省エネ性能の高い設備の導入等によるエネルギーの効率的な利用、省 CO₂ に取り組み、エコな生活様式へ転換します。
- 公共交通の利用や、自転車、徒歩での移動、エコカーの利用などによる、スマートムーブの取組により、排出ガスの発生を抑制します。
- クールシェア、ウォームシェアを積極的に活用します。
- クールビズ、ウォームビズを積極的に取り組みます。
- 脱炭素につながる取組を生活の中で積極的に実践することを心がけます。
- 地球温暖化問題について学び、自分でできることを一つ一つ実践します。

事業者

- LED 照明やコージェネレーション等、省エネ性能の高い設備の導入等によるエネルギーの効率的な利用、省 CO₂ に取り組み、エコな事業活動へ転換します。
- 公共交通の利用や、自転車、徒歩での移動、エコカーの利用などによる、スマートムーブへ取り組むことで、排出ガスの発生を抑制します。
- クールシェア・ウォームシェアに取り組みます。
- クールビズ、ウォームビズを積極的に取り組みます。
- 省エネ・省 CO₂ 型の事業活動に取り組みます。
- 再生可能エネルギーなどに関する情報を収集し、その利用の可能性について考えます。
- 従業員の社内研修などを通じて、地球温暖化防止への意識を深め、実践します。

行政(市)

- 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 地球温暖化防止に関する情報を収集・整理して、意識啓発に活用します。
- クールシェア・ウォームシェアを啓発し、取り組みます。
- レンタサイクルや、公共交通、AI デマンドバスの利用など、自動車を利用しない市民生活・観光スタイルを提唱します。
- 省エネ・省 CO₂ に関する情報の提供と意識啓発を行います。

5. 環境教育・協働

市民

- 家庭内で環境問題について話し合う機会を作り、子どもには環境の大切さを教えます。
- 自然とふれあえるイベントや、リバーウォッチングなどの自然観察会、森づくり活動を通じて、身近な環境学習に取り組めます。
- 環境問題に対する学習や、環境調査、環境イベント、環境保全活動に参加します。
- 自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加します。
- 市民参加型の計画づくりやイベント、市民意識調査に参加します。
- 市民の視点から年次報告書をチェックします。
- 地域環境リーダーや環境ボランティアをめざすとともに、人材育成に協力し、共に学び共に伝えていく市民をめざします。

事業者

- 環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- 自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加します。
- 環境保全研修への参加により、環境保全意識を高めます。
- 地域への社会貢献活動の一環として、地域の環境活動や環境関連イベントに取り組めます。
- 必要に応じ、排出負荷量、廃棄物の処理方法などの環境情報の収集や提供に協力します。
- 本市が実施する動植物などの生育・生息状況調査に参加、情報提供を行います。
- 市民参加型の環境調査や、地域の環境保全活動に参加、協力します。
- 出前環境授業を通じて、学校における環境教育、環境学習に協力します。
- 事業者の視点から年次報告書をチェックします。
- 従業員の社内研修などを通じて、環境意識を向上させ、実践します。
- 協働による仕組みづくりに参加します。
- 地域環境リーダーや環境ボランティアをめざします。
- 講習会や研修会の開催など、環境教育のためのリーダー、ボランティアなどの人材育成を支援します。

行政(市)

- 教育機関と連携し、環境教育・環境学習の機会、農業体験学習などの推進に努めます。
- 環境シンポジウムや環境フェアなど、環境保全活動を発表する場や環境に対する意識を高める機会を提供します。
- 市民や市民団体など、地域の環境保全活動の支援や推進を行います。
- 講習会や研修会の開催など、環境教育のためのリーダー、ボランティアなどの人材育成を支援します。
- 市民意識調査を定期的に実施します。
- 市ホームページや広報誌への掲載、市役所本庁舎等での環境に関する企画展示など、様々な機会を利用して環境にかかわる情報の発信を行います。
- 河川などの環境保全を推進するため、国や県および近隣自治体などと連携・協力しながら取り組みます。